

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 貸入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)であるもの)

③ 認定新規就農者(※2)

④ 集落営農組織

(※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

実質無担保化

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、**新型コロナウイルス感染症の影響**、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600 万

**借入限度額の引上げ：・年間経営費の 12/12 又は粗収益の 12/12
・1,200 万円**

(3) 借入金利：0.10% (令和 2 年 2 月 20 日現在)

貸付当初 5 年間実質無利子化

(4) 償還期限：10 年以内(うち据置期間 3 年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

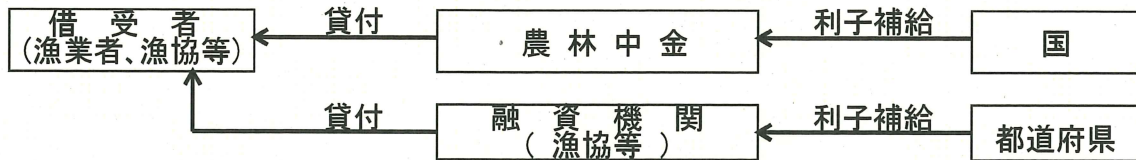
5. 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき昭和44年に創設)



1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

3 貸付条件 →

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対し、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除 (対象: 5号資金)

貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満) (20t以上)	0.10% 0.15%	9千万円 3億6千万円	1号/漁船:20年(3年) (機器等:10年(3年)) 2号/施設:15年(3年) (漁協等:20年(3年)) 3号/機具:7年(2年) (漁協等:10年(2年)) 4号/漁具・養殖施設 :5年(2年) (定置網:10年(2年)) 5号/種苗・育成費 :5年(2年) 6号/漁村施設 :20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	原則 80%
養殖業者(個人) (法人)	0.10% 0.10%	9千万円 3億6千万円		
水産加工業者	0.10%	9千万円		
複合経営	0.10%	3億6千万円		
漁協等	0.10%	12億円		

(※R2.2.20現在)

4 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫等

5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347(直)